

いじめ防止基本方針

七宗町立神淵小学校

平成26年4月1日策定

はじめに

ここに定める「神淵小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 基本認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等に当たる。

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」
- ・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」
- ・「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

(3) 学校としての構え

- ・学校は、児童の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、児童を守る。
- ・全ての教職員が一致協力した組織的な指導體制により対応する。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、児童一人一人に徹底する。
- ・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、児童一人一人を大切にす教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。

2 いじめの防止（未然防止のための取組等）

《自己有用感・自己肯定感を高める取組》

～学校教育目標の具現に向けた取組～

(1) 『自ら考える子』を育てる指導

①重点

- ◇基礎学力の確かな定着を図る
- ◇自ら学ぶ力（読書週間の定着）を育てる
- ◇自分で考え判断して行動する力を育てる

②取組

◇学びのひとりだち

- ・「聞く力」「話す力」の指導
- ・関わり練りあう力の育成
- ・家庭学習習慣の定着

(2)『豊かな心をもつ子』を育てる指導

①重点

◇いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境をつくる

◇他者に対して温かく接する心と姿を育てる

②取組

◇ふるさとや自然のよさに気づく学習

- ・地域の方との交流から学ぶ
- ・地域行事を大切にする指導
- ・ひびきあいの日（人権教育）
- ・サンホーム（地域福祉センター）訪問
- ・自他のよさに気づく指導

◇道徳の時間の充実

◇教育相談体制の確立とチームでの対応

- ・「いじめ」の根絶、早期発見と指導
- ・チームで早期発見、早期対応
- ・「いじめ・不登校等未然防止事業」の成果の活用
- ・寄り添って乗り越えさせる指導・援助

(3)『最後までやり抜く子』を育てる指導

①重点

◇ひたむきに取り組む心と姿を育てる

◇仲間と共に創意工夫し最後までやり抜く力を育てる。

②取組

◇感動を共有し、ともに高まる学級経営

- ・主体性を重視した学級活動
- ・学級遊びの充実
- ・問題解決能力の育成

◇核となる行事の設定と感動ある指導

- ・願う児童の姿を明確にした指導
- ・共通理解、共通指導
- ・児童会活動（自治力）

◇自分の命を自分で守る力の育成

- ・命の学習
- ・危機管理能力の育成
- ・基本的生活習慣の定着

～家庭と連携した日常生活での取組～

(1) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

◇スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底

- ・教職員及び保護者間で共通理解を図る。
- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実する。
- ・インターネット上のトラブルやSNSの使い方について、PTAでの学習会や授業参観時の親子勉強会等で情報を共有する。

◇生活環境づくり

- ・早寝早起き朝ごはん運動の推進
- ・親子でノーメディア（テレビ・ゲームなし）デーの実施

3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための手立て等）

(1) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、日常的な声かけ、チェックシートの活用、定期的なアンケート（記名式）の実施等、多様な方法で児童のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かす。アンケートは実施後5年間、保管するものとする。
- ・年間3回の県いじめ調査等を全教職員の共通理解の上で実施し、「いじめ未然防止・対策委員会」（「5 いじめ未然防止・対策委員会の設置」参照）で学校の状況等を確認し、対策を検討する。
- ・学級担任や教科担任、養護教諭等全教職員が、些細なサインも見逃さない、きめ細かい情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高める。職員間で生徒指導交流の充実を図る。またスクールカウンセラーや相談員の役割を明確にし、協力体制を整える。

(2) 教育相談の充実

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に教育相談を進める。特に、問題が起きていない時こそ信頼関係が築けるよう、日頃から児童理解に努める。
- ・問題発生時においては、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応できるよう、危機意識をもって児童の相談に当たる。
- ・児童の変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主事や教育相談主任を中心に、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、相談員等、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。

(3) 教職員の研修の充実

- ・年度当初の職員会や夏季休業中の現職研修はもちろんのこと、必要に応じて適宜職員研修を行い、「いじめ防止 これだけは！」「教育相談 これだけは！」といった各種啓発資料等を活用したり、対応マニュアルを見直したりして、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができ

るよう、校内研修を充実する。

- ・いじめの事案があった際には、その事案から生きた教訓を学ぶなど、教職員の研修を行う。

(4) 保護者との連携

- ・いじめの事実が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を行い、謝罪の指導を親身になって行う。その指導の中で、いじめた側の児童にいじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、いじめる児童自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にする。いじめの問題がこじれることがないように、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、児童の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。

(5) 関係機関等との連携

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日頃から教育委員会や警察、子ども相談センター、民生児童委員、学校評議員等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るように努める。
- ・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。

4 いじめ事案への対処（発見したいじめに対する対処）

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織対応】

- ・「いじめ未然防止・対策委員会」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候を把握したら、速やかに情報共有し、組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。
- ・いじめの事実が確認できた、或いは疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、迅速に対応する。
- ・いじめに関する事実が認められた場合、教育委員会に報告するとともに、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導に当たる。
- ・保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた生徒が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- ・いじめを受けた児童に対しては、保護者と連携しつつ生徒を見守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。

〔大まかな対応順序〕

- ① いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ② 管理職等への報告と対応方針の決定
- ③ 事実関係の丁寧で確実な把握（複数の教員で組織的に、保護者の協力を得ながら、背景も十分聞き取る）
- ④ いじめを受けた側の児童のケア（必要に応じて外部専門家に力を借りる）
- ⑤ いじめた側の児童への指導（背景についても十分踏まえた上で指導する）
- ⑥ 保護者への報告と指導についての協力依頼（いじめた側の児童及び保護者への謝罪を含む）
- ⑦ 関係機関との連携（教育委員会への報告、警察や子どもセンター等との連携）
- ⑧ 経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）

（２）いじめの解消の目安

- ・被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも 3 か月）が継続していること。
- ・被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- ・3 ヶ月目の対策委員会で協議の上、事態が解消したことを判断する。

（３）再発防止に向けた継続的な見守り

「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることをふまえ、教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。

5 いじめ未然防止等（未然防止、早期発見、対処）の対策のための組織

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ防止・対策委員会」を設置する。

学校職員：校長、教頭、生徒指導主事、学級・学年部担任

教育相談コーディネーター、養護教諭

学校職員以外：保護者代表、学校評議員、スクールカウンセラー

⑥ いじめ等のための年間計画

| 月 | 取組内容 (例) | 備考 |
|-----|--|--|
| 4月 | <ul style="list-style-type: none"> ・Webページ等による「方針」等の発信 ・職員研修会の実施（「方針」、前年度のいじめの実態と対応等） ・学校運営協議会等で「方針」説明 ・PTA総会で「方針」説明（保護者向けネットいじめ研修を含む） ※校内関係者による「いじめ対策委員会」を必要に応じて随時実施していく。 | 「方針」の確認 |
| 5月 | <ul style="list-style-type: none"> ・心のアンケート（記名式）の実施、教育相談の実施 | |
| 6月 | <ul style="list-style-type: none"> ・教育相談の実施 | |
| 7月 | <ul style="list-style-type: none"> ・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 ・職員会（夏休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り） | 第1回 県いじめ調査 |
| 8月 | <ul style="list-style-type: none"> ・職員研修会（ネットいじめも含めた研修会・教育相談研修会） ・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（1学期の取組の評価） | 夏季休業中の 指導 |
| 9月 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校だよりによる取組の見直し等の公表 | |
| 10月 | <ul style="list-style-type: none"> ・第1回「教職員取組評価（学校評価）アンケート」（対策等の見直し） ・心のアンケート（記名式）の実施、教育相談の実施 ・職員会（いじめ防止対策の取組についての中間交流） ・学校運営協議会 ・全校朝会での人権にかかわる学習[人権主任] | |
| 11月 | <ul style="list-style-type: none"> ・教育相談の実施 ・「ひびきあいの日」に向けた取組 （児童会による全校での人権取組，学級ごとの人権取組） ・親子向けネットいじめ研修① | |
| 12月 | <ul style="list-style-type: none"> ・「ひびきあいの日」（各学年・全校の取組成果発表） ・第2回「教職員取組評価（学校評価）アンケート」（次年度に向けて） | 冬季休業中の 指導 第2回 県いじめ調査 |
| 1月 | <ul style="list-style-type: none"> ・教育相談の実施 ・職員会（冬休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り） ・教職員による次年度の取組計画 | |
| 2月 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会 | |
| 3月 | <ul style="list-style-type: none"> ・第2回「教職員の取組評価アンケート」（1年間の評価） ・学校だより等による次年度の取組等の説明 | 第3回 県いじめ調査 （国の調査を兼ねる） 次年度への 引き継ぎ |

7 いじめの防止等のための取組に係る学校評価の評価項目

・いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。

- ① いじめの早期発見の取組に関すること
- ② いじめの再発を防止するための取組に関すること

8 重大事態への対処

(1) 「重大事態」と判断された時の対応

・いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（法第一号）、いじめにより児童が相当の期間（およそ30日）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（法第二号）、また、児童、生徒、保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった場合の状況については、以下の対応を行う。

〔主な対応〕

- ・教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ・当該重大事態と同種の事態発生を防止に資するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするため、いじめ防止対策委員会が調査に当たる。
- ・上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

9 資料の保管

(定期に実施しているアンケート・個人面談の記録、いじめの通報・相談内容の記録等)

○ 個人調査（アンケート等）について

・いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、定期に実施しているアンケート・個人面談の記録、いじめの通報・相談内容の記録等が資料として重要となることから、小学校卒業時まで小学校に保存する。
(アンケートについては5年間)卒業後は、中学校に引き継ぎとして必要な資料を提供する。

- ・ H 2 8 . 4 . 1 一部改訂
- ・ H 3 0 . 4 . 1 一部改訂
- ・ R 1 . 7 . 1 9 一部改訂
- ・ R 2 . 5 . 1 9 一部改訂
- ・ R 2 . 8 . 1 8 一部改訂
- ・ R 3 . 5 . 2 4 一部改訂
- ・ R 3 . 9 . 2 1 一部改訂
- ・ R 4 . 4 . 1 一部改訂